

平成 22 年 10 月 26 日

支部調剤過誤対策担当者 各位

岩手県薬剤師会 調剤過誤対策委員会  
委員長 本庄伸輔

## 調剤事故等報告制度について（お願い）

平素は、調剤過誤事例収集にご協力いただきましてありがとうございます。

調剤事故等報告制度により、事例の収集を行うためには、支部の担当者の皆様のご協力が必要です。

この制度は調剤事故を未然に防ぐために大切な制度ですので、以下の作業についてご理解とご協力をお願いいたします。

なお、調剤事故等対処マニュアル、各報告用紙は岩手県薬剤師会のホームページにも掲載されております。

### 1. 支部内の薬局から調剤事故等の事例を収集する

※重要と思われる事例は、支部内で早急にフィードバックするようお願いいたします。

### 2. 1 ヶ月間に収集した事例をまとめて県薬事務局へ報告する

(別紙 2)

※毎月 15 日までにご報告をお願いいたします。

※可能な限り、メールに添付してご報告願います。

### 3. 支部内において調剤事故等報告制度について周知する

※支部において、会員に周知することが困難な場合は当委員会までご連絡ください。

【報告先】

岩手県薬剤師会事務局

TEL 019-622-2467 FAX 019-653-2273

e-mail [ipa1head@rose.ocn.ne.jp](mailto:ipa1head@rose.ocn.ne.jp)